

法律相談窓口のご案内

令和4年10月から、協会会員を対象に、弁護士による法律相談を実施します。
ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか？（詳細は以下のとおり）

◎相談ができる人 …新潟県介護支援専門員協会の会員

◎対応弁護士

当協会の顧問弁護士から、法律相談に対応していただきます。

中澤泰二郎法律事務所（三条市興野） 中澤泰二郎 弁護士

◎法律相談の範囲内容

- ・利用者、利用者家族等との法律に関するトラブル
 - ・雇用主、従業員との法律に関するトラブル
- （契約、処遇、事故・賠償、ハラスメント、雇用など）

◎相談方法

① 会員は、弁護士に直接メール・電話で相談日時を予約します。

（予約の際は、会員番号・会員氏名・連絡先・相談方法・相談概要を必ず申し出ます。）

＊メールでの予約…24 時間受付（メールアドレス：t-nakazawa@nakazawa-law.jp）

＊電話での予約… 平日 9 時～17 時（[Tel:0256-36-5755](tel:0256-36-5755)）

＊面談での相談を希望される場合、日程調整に時間がかかる可能性があります。

② 予約した日時に、電話・面談等の方法で相談します。

＊1回の相談時間は1時間程度です（同事例で3回まで無料で相談できます）

＊3回を超える場合は別途、弁護士と協議してください。（会員が料金負担）

※相談結果は、弁護士から、別紙記録票により個人が特定できない範囲で協会に報告されます。

注意！

処理が必要な法律事務（関係者への書面送付・電話等、代理人として対応が必要なもの）については、弁護士に別途依頼する必要があるため、料金は個人負担となります。また、事案により代理人就任の依頼を受けられない場合もありますので、予めご承知ください。